

所得税の確定申告と市・県民税の申告

所得の申告は、所得税や市・県民税の課税に使用するだけでなく、国民健康保険税・介護保険料などの算定や、所得証明書の交付にも必要です。

期間内に申告をしてください。

問合せ 税務課

申告期間

- 平成28年分確定申告と平成29年度市・県民税の申告Ⅱ2月16日（木）～3月15日（水）の平日
- 平成28年分所得税の還付申告Ⅱ2月9日（木）～15日（水）の平日

所得税の還付申告の対象者

- 医療費控除などの控除を追加する人
- 源泉徴収（天引き）された所得税額が納め過ぎとなる人
- 会社を退職し、年末調整を受けていない人 など

所得税の確定申告が必要な人

- 所得の合計額から所得控除の合計額を引いて計算した税額が、税額控除の金額より多い人
- 給与収入が2千万円を超える人
- 給与を1カ所から受け、その他の所得の合計額が20万円を超える人
- 給与を2カ所以上から受け、年末調整されなかった分の給与収入と、給与・退職以外の所得の合計額が20万円

円を超える人 など

〈申告の必要がない人〉

- 次の全てに当てはまる年金所得者で所得税の還付を受けない人は、確定申告の必要はありません。
- 公的年金等の年間収入金額が400万円以下
- 公的年金等にかかる所得以外の所得金額が20万円以下

市・県民税の申告が必要な人

- 平成29年1月1日現在、市内に住んでいる人は、市・県民税の申告をする必要があります。
- ただし、次の①～③のいずれかに該当する人は申告の必要はありません。
- ①所得税の確定申告をする人
- ②給与所得または公的年金所得だけで、勤務先や支払者から市へ支払報告書が提出されている人
- ③市・県民税の非課税基準の該当者

自分で申告書を作成・提出

国税庁ホームページで簡単に申告書

ている など

書類作成には時間がかかりますので、来場前に準備してください。申告会場にコピー機がありません。写しは事前にとっておきましょう。

市で受け付けできない申告

- 次のいずれかに該当する人は多治見税務署で申告してください。
- ・営業・農業・不動産所得があり、収支内訳書を作成していない
- ・青色、損失、先物取引、譲渡所得（株式・土地建物の売買）の申告
- ・消費税、贈与税などの申告
- ・所得税の住宅関連控除を初めて申告する
- ・国外で生じた所得がある
- ・過年度分（平成27年分以前）の申告
- ・可児商工会議所による事業者向けの説明会も開催します。詳しくは16ページをご覧ください。

無料税務相談も開催

- 市の申告会場では、税理士による無料相談も行います。内容によっては受け付けできない場合があります。
- 期間 2月20日（月）～28日（火）の平日
- 時間 ○午前の部Ⅱ午前9時30分～正午 ○午後の部Ⅱ午後1時～4時
- 場所 総合会館（市役所向かい）

市の申告会場および日程表

申告内容	会場	期間	対象地区	受付時間
還付申告のみ	総合会館	2月9日(木)～2月15日(水)	全域	午前9時～午後4時
還付申告、確定申告、市・県民税の申告	総合会館	2月16日(木)	全域	
		2月17日(金)	久々利、柿下、久々利柿下入会	
		2月20日(月)	中恵土	
		2月21日(火)、22日(水)	下恵土	
		2月23日(木)、24日(金)、27日(月)	広見	
		2月28日(火)	禅台寺、大森台	
		3月1日(水)	石井、松伏	
		3月2日(木)	広眺ヶ丘	
		3月3日(金)	大森	
		3月6日(月)、7日(火)	下切、今、谷迫間、姫ヶ丘、みずきヶ丘	
		3月8日(水)、9日(木)	瀬田、柿田、平貝戸、洲之上、石森	
		3月10日(金)	清水ヶ丘、川合北	
		3月13日(月)	兼山、徳野南	
		3月14日(火)	羽生ヶ丘、川合	
		3月15日(水)	全域	

待ち人数などの状況により、受け付けを早めに終了することがあります。

申告内容	会場	期間	対象地区	受付時間
還付申告、確定申告、市・県民税の申告	春里公民館	2月21日(火)	矢戸、坂戸、長洞、美里ヶ丘	午前9時～午後3時
		2月22日(水)	塩、塩河、室原	
	土田公民館	2月28日(火)	土田	
	今渡公民館	3月1日(水)	今渡	
	平牧公民館	3月2日(木)	羽崎、緑ヶ丘、二野	
	桜ヶ丘公民館	3月3日(金)	桜ヶ丘、皐ヶ丘、桂ヶ丘、星見台	
	帷子公民館	3月7日(火)	長坂、東帷子	
		3月8日(水)	若葉台、愛岐ヶ丘	
		3月9日(木)	鳩吹台、緑、帷子新町	
		3月10日(金)	光陽台、虹ヶ丘、西帷子、菅刈	

申告に必要なもの

- マイナンバーカード（両面とも）の写し
- マイナンバーを確認できる書類（※1）と身分証明書（※2）の写し
- ※1 マイナンバー通知カード、マイナンバーが記載された住民票など。
- ※2 運転免許証や保険証など。
- 収入の分かるもの
- 印鑑（スタンプ印でないもの）
- 本人名義の預金通帳（所得税が還付になる人）

昨年の収入（所得）について	必要な書類
給与や年金の所得があった人	源泉徴収票（勤務先や日本年金機構、公的年金基金などが発行したもの）
報酬、配当などの所得があった人	支払調書、支払通知書（支払額の分かるもの）
事業所得（営業、農業、不動産など）があった人	収支内訳書
生命保険や損害保険契約に基づく一時金、満期返戻金を受け取った人	保険会社から発行される支払金額、掛金の分かる証明書など

○控除を受けるために必要なもの

控除の種類	必要な書類
社会保険料控除 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、任意継続保険料	控除証明書、支払証明書（原本） （支払った金額の分かるもの）
生命保険料控除、地震保険料控除	保険料の支払証明書（原本）
配偶者特別控除	源泉徴収票（原本）など 配偶者の平成28年中の所得金額の分かるもの
障害者控除 本人や扶養親族で障がいなどのある人がいる場合	障害者手帳、福祉手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書など 要介護認定者は、市高齢福祉課発行の障害者控除対象者認定書が必要です（市の申告会場では不要）
勤労学生控除	学生証、在学証明書
医療費控除	医療費の領収書（原本）、医療費の明細書 保険金などの補てん金額のある人は、補てん金額の分かるもの。 おむつを使用している人は「おむつ使用証明書」と「おむつの領収書」など。 医療費の明細書の用紙は国税庁のホームページや市税務課で入手できます
住宅借入金等特別控除（2年目以降）	借入金の年末残高証明書（原本）、給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書
寄附金控除	領収書・受領書（原本）